

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

詳細 : 事務所の建物賃借料及び水道料金 (経費区分)

9月分 2021 年 8 月 30 日

No.4

年 月 日		摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高(円)	店番
19		3- 8-30	振出	*93,330	家賃	9月	

充当割合 : 1/2

【 説 明 : 政務活動事務所として活用、共同使用のため 1/2充当 】

合計額 : ¥93,330 政務活動費充当額 : ¥46,665

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

詳細 : **事務所の建物賃借料及び水道料金**

(経 費 区 分)

11月分
12月分

2021 年 11 月 1 日
2021 年 11 月 30 日

No.6

年 月 日		摘要	お支払金額	お振り金額	差引残高(円)	債権
10	3-11-1	振出	¥93,330	家賃	11月	
21	3-11-30	振出	¥93,330	家賃	12月	

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 政務活動事務所として活用 (11月 ~ 12月) 93,330 × 2か月 】

合計額 : ¥186,660 政務活動費充当額 : ¥186,660

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

詳細 : **事務所の建物賃借料及び水道料金** (経 費 区 分)

1月分
2月分

2021 年 12 月 30 日
2021 年 1 月 31 日

No.7

三		預 金		1		
行	年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)	店務
	3-12-30	振出	2022 *93,330家賃			1月
	20 4- 1-31	振出	*93,330家賃			2月

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 政務活動事務所として活用 (1月 ~ 2月) 93,330×2か月 】

合計額 : ¥186,660 政務活動費充当額 : ¥186,660

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

詳細 :

事務所の建物賃借料及び水道料金

(経 費 区 分)

2022 年 2 月 28 日

No.8

三		預金		2/	
年	月	日	摘要	お支払金額	お振り金額
4	2-28		振出	¥93,330	家賃 3月

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 政務活動事務所として活用 (3月) 】

合計額 : ¥93,330

政務活動費充当額 : ¥93,330

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱費

2021	年	4	月	23	日
2021	年	5	月	24	日
2021	年	6	月	24	日

No.1

三		預 金		7 ✓		
日	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)	店番
3	3-4-23	振出	*3,973	ナナセ"ソリヨク 4ツ		
4	3-4-23	振出	*4,796	ナナセ"ソリヨク 4ツ		
13	3-5-24	振出	*5,509	ナナセ"ソリヨク 5ツ		
14	3-5-24	振出	*4,337	ナナセ"ソリヨク 5ツ		
23	3-6-24	振出	*4,036	ナナセ"ソリヨク 6ツ		
24	3-6-24	振出	*4,324	ナナセ"ソリヨク 6ツ		

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥ 13,518 低圧電力 ¥ 13,457

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 4月・5月・6月 】

合計額 : ¥26,975 政務活動費充当額 : ¥26,975

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

詳細 : 事務所の光熱費 (経費区分)

2021	年	7	月	26	日
2021	年	8	月	24	日
	年		月		日

No.2

		預金		8	
行	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円)
7	3-7-26	振出	*4,284		
8	3-7-26	振出	*5,993		
15	3-8-24	振出	*4,668		
17	3-8-24	振出	*4,871		

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥ 8,952 低圧電力 ¥ 10,864

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 7月・8月 】

合計額 : ¥19,816 政務活動費充当額 : ¥19,816

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱費

2021	年	9	月	24	日
2021	年	10	月	25	日

No.3

		預 金	
24	3-9-24	振出	*4,773円
24	3-9-24	振出	*5,069円
5	3-10-25	振出	*4,432円
10	3-10-25	振出	*4,404円

充当割合 : 1/2 従量電灯 ¥ 9,205 低圧電力 ¥ 9,473

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 共同使用のため 1/2充当 】

合計額 : ¥18,678 政務活動費充当額 : ¥9,339

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

詳細 :

事務所の光熱費

(経 費 区 分)

2021 年 11 月 24 日
年 月 日

No.4

		預 金			
年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	近 引 残 高 (円)	店 番
					9
17	3-11-24 振出	*6,557			
18	3-11-24 振出	*5,444			

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥ 6,557 低圧電力 ¥ 5444

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 11月 】

合計額 : ¥12,001 政務活動費充当額 : ¥12,001

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

(経 費 区 分)

詳細 :

事務所の光熱費

2021	年	12	月	23	日
2022	年	1	月	27	日
2022	年	2	月	24	日

No.5

三		預 金		1	
日	月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	残高(円)
3	3-12-23	振出	2022 *3,887		
4	3-12-23	振出	*1,996		
18	4- 1-27	振出	2022 *4,545		
19	4- 1-27	振出	*3,812		
24	4- 2-24	振出	*3,445		
1	4- 2-24	振出	*3,813		

充当割合 : 10/10 従量電灯 ¥ 11,877 低圧電力 ¥ 9,621

【 説 明 : 政務活動事務所に係る必要な経費 12月・1月・2月 】

合計額 : ¥21,498 政務活動費充当額 : ¥21,498 ✓

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 使用料及び賃借料、管理運営費 】

⑧ 事務所費

詳細 :

事務所の光熱費

(経 費 区 分)

2022 年 3 月 23 日
年 月 日

No.6

三		預 金		2/	
行	年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高(円) 店番
11	4-3-23	振出	3,919		
12	4-3-23	振出	3,814		

充当割合 :

10/10

従量電灯 ¥ 3,919

低圧電力 ¥ 3,814

【 説 明 :

政務活動事務所に係る必要な経費 3月

】

合 計 額 :

¥7,733

政務活動費充当額 :

¥7,733

事務所概要申告票

議員名 新垣 光栄

1. 物件の所在

住所	沖縄県 中頭郡 中城村 字当間 140 - 3 桃原7パート101号室
電話番号	098 - 960 - 0217

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [有限会社 とみや不動産] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

新垣 光栄 

貸与人 氏名

有限会社 とみや不動産 

住所

沖縄県宜野湾市新城2-44-20

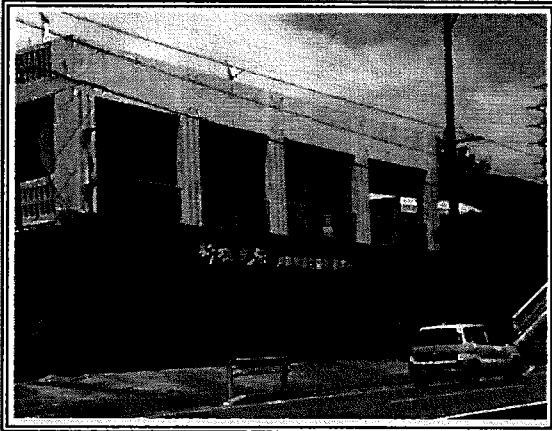
事務所費充当状況申告票

議員名 新垣 光栄

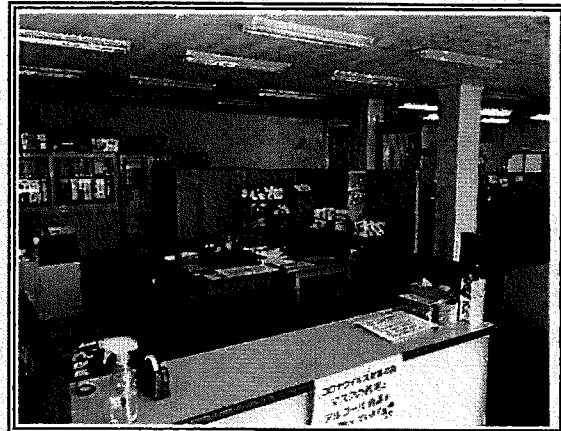
1. 事務所の状況

住所	沖縄県 中頭郡 中城村 字奥間 140-3
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：


政務活動事務所として使用する
 ただし、2021年9月から10月まで、後援会事務所と共同使用
 のため、事務所費は、1/2充当

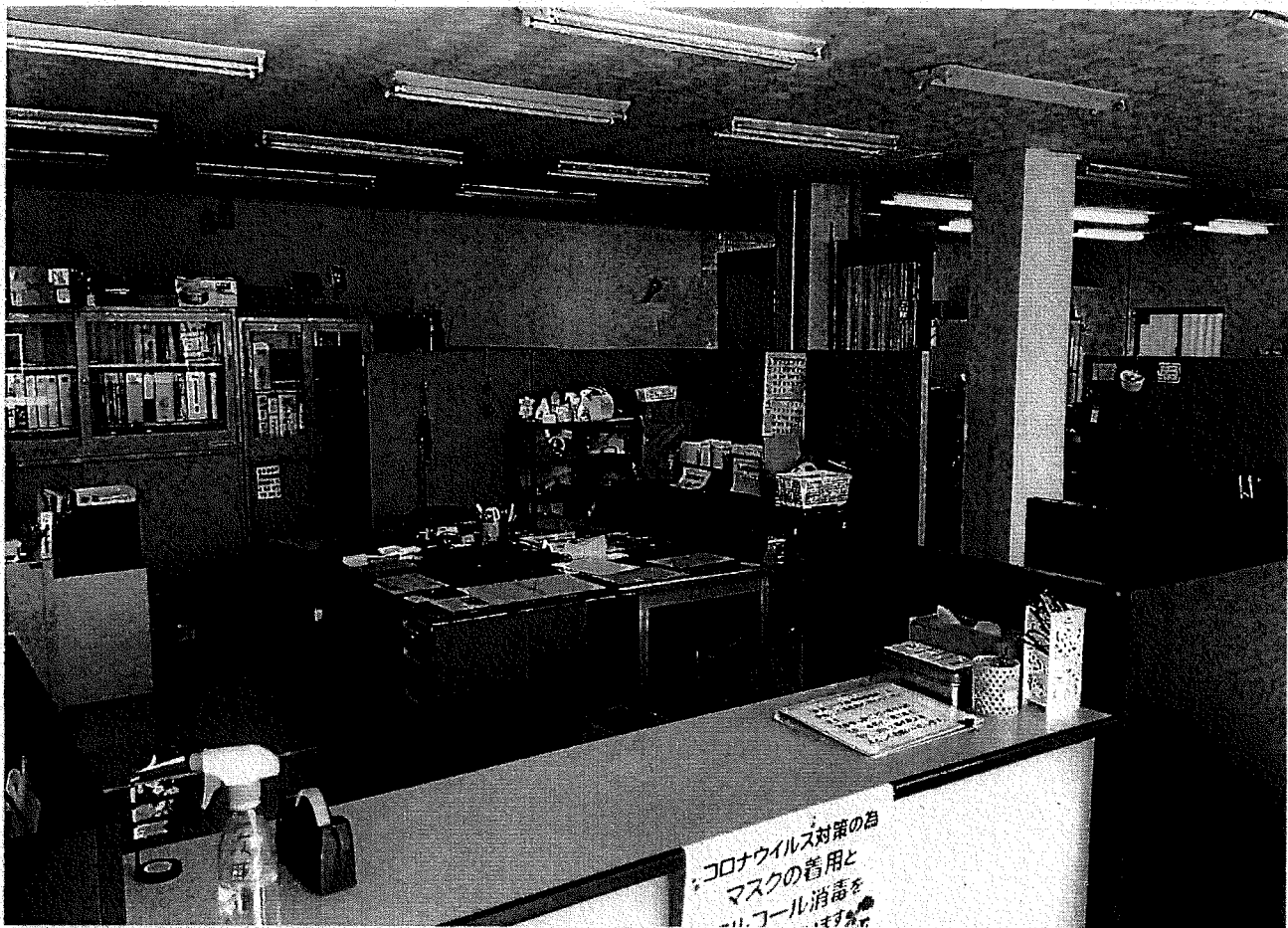
(関係経費)	
家賃(月額)	92,000 円
その他	0 円
	0 円

(充当額)	
家賃(月額)	92,000 円
その他	0 円
	0 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

新垣 光栄 



提出用

建物賃貸借更新契約書

※黒枠の中はすべてご記入ください。

2021年 2月 10日

(1) 賃貸借の目的物件

物件	名称	00164 桃原アパート	住戸番号	1 階 101
	所在地	沖縄県中頭郡中城村当間140-3 (住居表示)		

(2) 契約更新期間

始期	2021 年 2 月 10 日	終期	2023 年 2 月 9 日 2 年
----	-----------------	----	--------------------

(3) 入居者 (全員)

氏名	生年月日	続柄	連絡先 (TEL)	勤務先・学校名
新地 大栄	S・H 2009年 5月 11日	本人		沖縄県議会
	S・H 年 月 日			
	S・H 年 月 日			
	S・H 年 月 日			
	S・H 年 月 日			

(4) 車輦番号 (本人所有)

車種		色		車輦番号	
車種		色		車輦番号	

(5) 緊急連絡先

	氏名	住所	TEL	勤務先	借主との関係
緊急連絡先					

貸主 (甲)

住所	
氏名	

借主 (乙)

住所	中城村字和字敷 96番地		
氏名	新地 大栄		
携帯番号		メールアドレス	
勤務先名		沖縄県議会	
電話番号 (自宅) 098-895-7027 (職場) 098-866-2697			

管理会社 (丙)

免許証番号	沖縄県知事 (8) 第2017号
所在地	沖縄県宜野湾市新地 20
商号	有限会社 とみや不動産
代表者	八木 政徳
宅地建物取引士	
登録番号	号

* 電話番号・車等の変更になった場合はすみやかにご連絡ください。

【平成30年10月12日改定】

表記の買入(以下「甲」といふ)及び買入(以下「乙」といふ)は、表記に記載する買入の目的物(以下「本物件」といふ)について下記事項を記載の上、買入契約(以下「本契約」といふ)を締結し、その証として本契約を作成し、通を保有する。

(用途) 乙は、本物件を店舗、事務所以外の用途に使用することはできない。

第1条 (契約期間) 契約期間は表記の年間にし、但し、明細書に2ヶ月間まで、甲乙協議の上、更新できる。また、本契約を更新する場合は、更新手続書に必要事項を記載し、甲乙協議の上、更新手続書を作成し、甲に提出する。

第2条 (家賃及び公共料金の支払) 1. 月租家賃、公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第3条 (家賃及び公共料金の支払) 2. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第4条 (家賃及び公共料金の支払) 3. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第5条 (家賃及び公共料金の支払) 4. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第6条 (家賃及び公共料金の支払) 5. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第7条 (家賃及び公共料金の支払) 6. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第8条 (家賃及び公共料金の支払) 7. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第9条 (家賃及び公共料金の支払) 8. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第10条 (家賃及び公共料金の支払) 9. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第11条 (家賃及び公共料金の支払) 10. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第12条 (家賃及び公共料金の支払) 11. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第13条 (家賃及び公共料金の支払) 12. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第14条 (家賃及び公共料金の支払) 13. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第15条 (家賃及び公共料金の支払) 14. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第16条 (家賃及び公共料金の支払) 15. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第17条 (家賃及び公共料金の支払) 16. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第18条 (家賃及び公共料金の支払) 17. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第19条 (家賃及び公共料金の支払) 18. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第20条 (家賃及び公共料金の支払) 19. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第21条 (家賃及び公共料金の支払) 20. 公共料金は、表記の通りとし、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

(甲)の契約解除権) 第13条 1. 甲は、乙が本契約を締結し、その滞納額が2ヶ月分に達したときは、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行しないときは、本契約を解除できる。

第13条 2. 乙が甲の書面による承諾なしに下記事項に該当したときは、本契約の各条項並びに別途定める入居規則等の禁止、制限事項に違反したときは、甲は本契約を解除し、即時明渡しを要求することができる。乙はこの請求をしなければならぬ。

(乙)の契約解除権) 第14条 1. 乙が賃料等の支払いを滞らし、その滞り額が2ヶ月分に達したときは、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行しないときは、本契約を解除できる。

第14条 2. 甲が乙の書面による承諾なしに下記事項に該当したときは、本契約の各条項並びに別途定める入居規則等の禁止、制限事項に違反したときは、乙は本契約を解除し、即時明渡しを要求することができる。甲はこの請求をしなければならぬ。

(賃料等の支払) 第15条 1. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第15条 2. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

(賃料等の支払) 第16条 1. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第16条 2. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

(賃料等の支払) 第17条 1. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第17条 2. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

(賃料等の支払) 第18条 1. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第18条 2. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

(賃料等の支払) 第19条 1. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第19条 2. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

(賃料等の支払) 第20条 1. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第20条 2. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

(賃料等の支払) 第21条 1. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第21条 2. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

(賃料等の支払) 第22条 1. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第22条 2. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

(賃料等の支払) 第23条 1. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

第23条 2. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

(賃料等の支払) 第24条 1. 乙は、本契約の締結後、賃料等の支払を滞らせず、毎月30日までに翌月分を必ず入金となるよう支払なければならない。

建物賃貸借借契約書

事務所費

- (駐車場) 第22条 1. 乙は、駐車場においての駐車券、車庫券、オートロックカード、キーレスエントリーキーを管理し、乙は、これら管理責任を負う。また、駐車券、車庫券、オートロックカード、キーレスエントリーキーの紛失・盗取・毀損等については、甲(丙)に報告し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
- (団体交渉) 第23条 2. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
- (合意事項) 第24条 乙は、本契約において、甲(丙)が、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
- (内装・設備) 第25条 1. 本契約において、甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
- (内装・設備) 第26条 2. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
- (内装・設備) 第27条 3. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
- (内装・設備) 第28条 4. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
- (内装・設備) 第29条 5. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
- (内装・設備) 第30条 6. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
- (内装・設備) 第31条 7. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。

その他の特約事項
 1. 甲は本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
 2. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
 3. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
 4. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
 5. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
 6. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。
 7. 甲(丙)は、本物件の賃貸借契約の締結を促進し、甲(丙)は、これを速に再発行し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担し、甲(丙)は、再発行費用を甲(丙)に負担しない。

2019年2月20日
 貸与人(甲)住所 宮崎県宮崎市番匠2-44-20
 氏名 (有)とみや不動産
 賃借人(乙)住所 宮崎県宮崎市番匠2-44-20
 氏名 新田 美雪
 連帯保証人住所 宮崎県宮崎市番匠2-44-20
 氏名 新田 美雪
 連帯保証人住所 宮崎県宮崎市番匠2-44-20
 氏名 新田 美雪

実質業務管理会社(丙)
 宮崎県宮崎市番匠2-44-20
 氏名 (有)とみや不動産
 代表取締役 八木 敬徳

名称	桃原アパルト		
所在地	中城村当間140-3		
構造	RCB造	2階建	敷金 90,000円
家賃月額	90,000円	礼金	72,000円
消費税(%)		鍵交換料	円
共益費月額	2,000円	抗菌施工	円
更新料	円		円
口賃	円	契約期間	平成 29年 2月 10日 から 平成 31年 2月 9日まで
駐車料	円	駐車場No.	
更新料	円	更新料	本物件の更新料は、毎半年300円(消費税別)を支払うこととする。
口賃	円	更新料	本物件の更新料は、毎半年300円(消費税別)を支払うこととする。
更新料	円	更新料	本物件の更新料は、毎半年300円(消費税別)を支払うこととする。

自宅 TEL
 勤務先 TEL
 自宅 TEL
 勤務先 TEL

免許番号 沖縄県知事(7)第2047号
 仲介業者 有明会社とみや不動産
 〒901-2201
 宮崎県宮崎市番匠二丁目44番20号
 TEL:098-892-1277(代)
 代表取締役 八木 敬徳

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	通信連絡費/固定電話 4月分～8月分	37,371 /	全額	37,371
毎月払	通信連絡費/固定電話 9月分～10月分	15,014 /	1/2	7,507
毎月払	通信連絡費/固定電話 11月分～3月分	37,462 /	全額	37,462
毎月払	通信連絡費/携帯電話 4～8月、11～3月分	82,458 /	1/2	41,229
毎月払	複写機使用料 4月分～8月分	29,768 /	全額	29,768
毎月払	複写機使用料 9月分～10月分	3,630 /	1/2	1,815
毎月払	複写機使用料 11月分～3月分	30,712 /	全額	30,712
5/8	消耗品代 (コピー用紙 A4)	1,490 /	全額	1,490
7/17	消耗品代 (文具ノート)	1,201 /	全額	1,201
1/2	消耗品代 (プリンターインク)	7,506 /	全額	7,506
事務費 充当合計				196,061

領収書添付用紙

【 使 途 内 容 : 通 信 連 絡 費 】

⑨ 事務費

詳細 : 電話代 (固定電話KDDI)

(経 費 区 分)

5月分 2021年 5月 25日
6月分 2021年 6月 25日

No.1

三		預金		7 ✓	
日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高	店番
16	振出				
24	振出				

充当割合 : 10/10

【 説 明 : 政 務 活 動 事 務 所 に 係 る 経 費 4 月 ・ 5 月 】

合 計 額 : ¥14,944 政 務 活 動 費 充 当 額 : ¥14,944